

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 9 月 4 日

高松地方裁判所民事部不動産執行係

裁判所書記官 松 岡 真 由

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 9 月 25 日 午前 8 時 30 分から 令和 8 年 10 月 2 日 午後 4 時 30 分まで
開札期日	日 時 場 所 令和 8 年 10 月 7 日 午前 10 時 00 分 高松地方裁判所開札場
売却決定 期日	日 時 場 所 令和 8 年 10 月 21 日 午後 1 時 30 分 高松地方裁判所民事部不動産執行係
特別売却 実施期間	令和 8 年 10 月 8 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 10 月 14 日 午後 4 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 33 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。

一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 9 月 4 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。

※ 特別売却の買受申出の受付日時は、上記特別売却実施期間の初日及び最終日の午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分までです。

物 件 目 録

- 7 所 在 丸亀市郡家町字重元
地 番 1 4 0 5 番 1
地 目 宅地
地 積 8 3 9 . 7 1 平方メートル
- 8 所 在 丸亀市郡家町字重元 1 4 0 5 番地 1
家屋 番号 1 4 0 5 番 1
種 類 倉庫
構 造 鉄骨造スレート葺平家建
床 面 積 3 3 0 . 0 0 平方メートル



物 件 明 細 書

令和 8 年 8 月 19 日

高松地方裁判所民事部不動産執行係

裁判所書記官 松 岡 真 由

1 不動産の表示

【物件番号 7, 8】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 7, 8】

本件所有者が占有している。

【物件番号 7】

北側の一部（物件 8 北東側横）が駐車場として使用されている。使用者の占有権原は買受人に対抗できない。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があ

ります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- 7 所 在 丸亀市郡家町字重元
地 番 1 4 0 5 番 1
地 目 宅地
地 積 8 3 9 . 7 1 平方メートル
- 8 所 在 丸亀市郡家町字重元 1 4 0 5 番地 1
家屋 番号 1 4 0 5 番 1
種 類 倉庫
構 造 鉄骨造スレート葺平家建
床 面 積 3 3 0 . 0 0 平方メートル



令和8年(ケ)第15号
令和8年3月10日受理
令和8年3月31日提出



現況調査報告書

(物件7、8)

高松地方裁判所

執行官 都 築 浩 一

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

7 所 在 丸亀市郡家町字重元
地 番 1405番1
地 目 宅地
地 積 839.71平方メートル

8 所 在 丸亀市郡家町字重元1405番地1
家屋 番号 1405番1
種 類 倉庫
構 造 鉄骨造スレート葺平家建
床 面 積 330.00平方メートル

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	香川県丸亀市郡家町字重元1405番1 (登記簿上の地番)		
土地	物件7		
現況地目	☒ 宅地(物件7) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項			
建物	物件8		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる(☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類: 構造: 床面積:		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を 倉庫 として占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 平成 年()第 号 保管開始日 平成 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■A (破産管財人)	1 私は、債務者兼所有者の破産管財人です。 2 本件物件の鍵は私が所有していますので、お貸しできます。 3 倉庫内にある動産類は不要な物ばかりです。今後、不動産及び内部の動産類も破産財団から放棄する予定です。
■丸亀市土地改良区宝幢寺池支部長	浄化槽を新たに設置する場合には、浄化槽放流負担金として、設置時に費用をいただいておりますが、その後の放流料は不要です。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

■

- 1 本件物件7の土地は、非線引都市計画区域内に存在する。物件7は、南東側を幅員約5.2mの舗装市道（建築基準法42条1項1号道路）に接道している。
- 2 物件7土地と周囲の土地との境界は、現況上明らかである。14条1項地図は存在する。土地には、木製パレットやドラム缶等が放置されていた。
- 3 物件8の建物は、経年（築後約24年経過）劣化が見受けられる。建物は、印刷工場の倉庫として利用されていたようで、内部はコンクリート土間であり、東西の壁面には外光を取り入れられる半透明な建材が使用されていた。手洗やトイレ等の設備は見当たらなかった。中には、印刷資材等が少なからず残置されており、破産管財人によると、今後、不動産及び動産類については、財団放棄する予定であるとのことであった。
- 4 本件物件付近は下水道が整備されていない地域である。丸亀市土地改良区宝幢寺池支部長によると、「浄化槽を新たに設置する場合には、浄化槽放流負担金として、設置時に費用ををいただいておりますが、その後の放流料は不要です。」とのことであり、浄化槽を設置する場合には、同土地改良区と協議する必要がある。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和8年3月12日(木) 9:00-9:10	高松法務局	周辺土地等調査
令和8年3月12日(木) 13:30-13:40	中讃土木事務所	公法上の規制等調査
令和8年3月12日(木) 14:00-14:10	広域水道企業団中讃ブロック統括センター	給配水管等調査
令和8年3月12日(木) 14:30-14:40	高松法務局丸亀支局	周辺土地等調査
令和8年3月12日(木) 15:50-16:20	丸亀市役所	公法上の規制等調査
令和8年3月14日(土) 13:00-14:30	物件所在地	物件確認、占有調査、接道外観等調査、写真撮影、評価人同行
令和8年3月17日(火) 9:30-11:00	物件所在地	立入調査、占有調査、写真撮影、評価人同行
令和8年3月26日(木) 17:10-17:20	当庁	丸亀市土地改良区宝幢寺池支部長から聴取(電話)

(特記事項)

☐ 平成 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち合わせ、解錠技術者により解錠し、建物内に立ち入った。

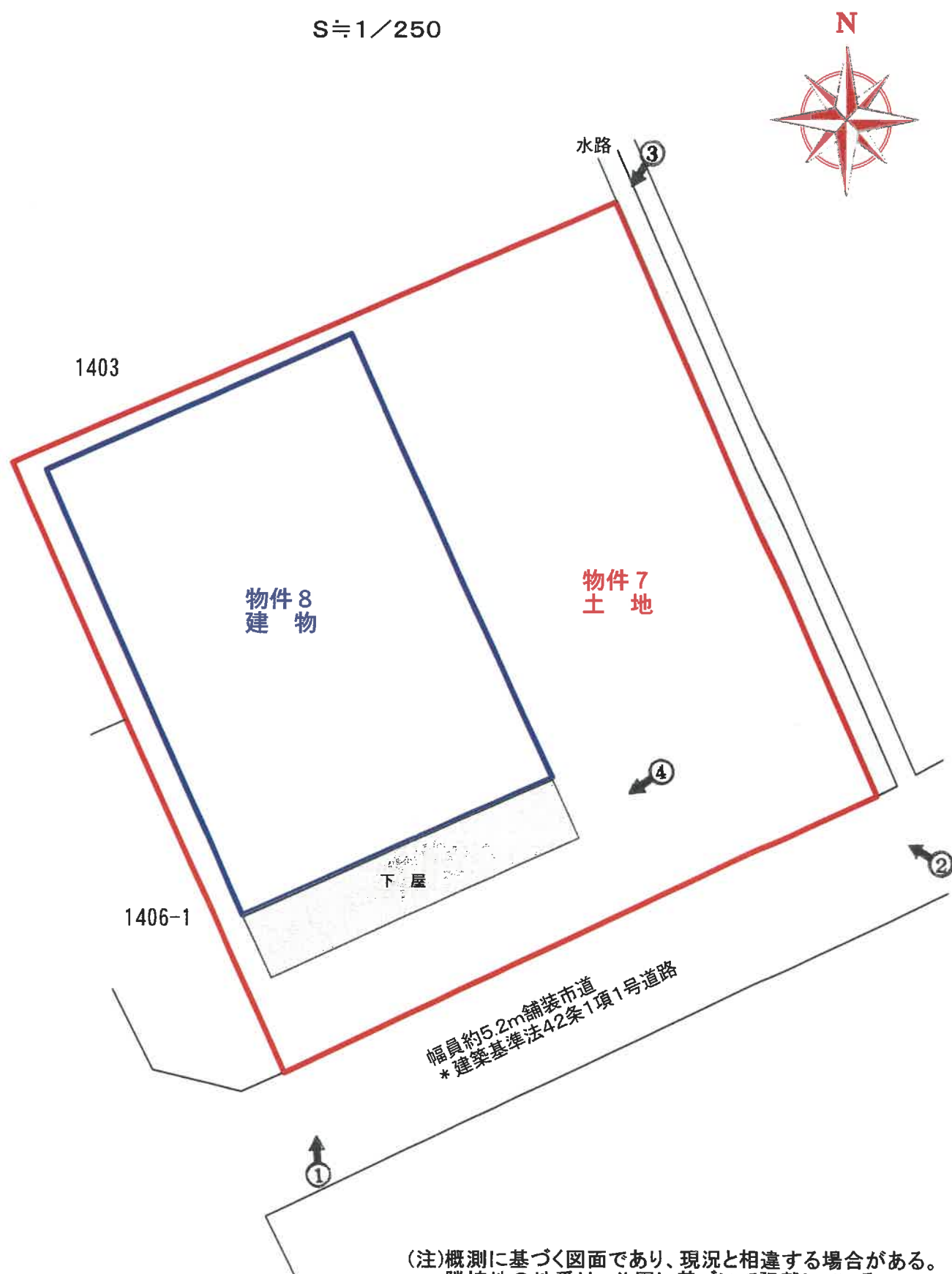
☐ 平成 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

土地建物位置関係図(概略)

S≒1/250

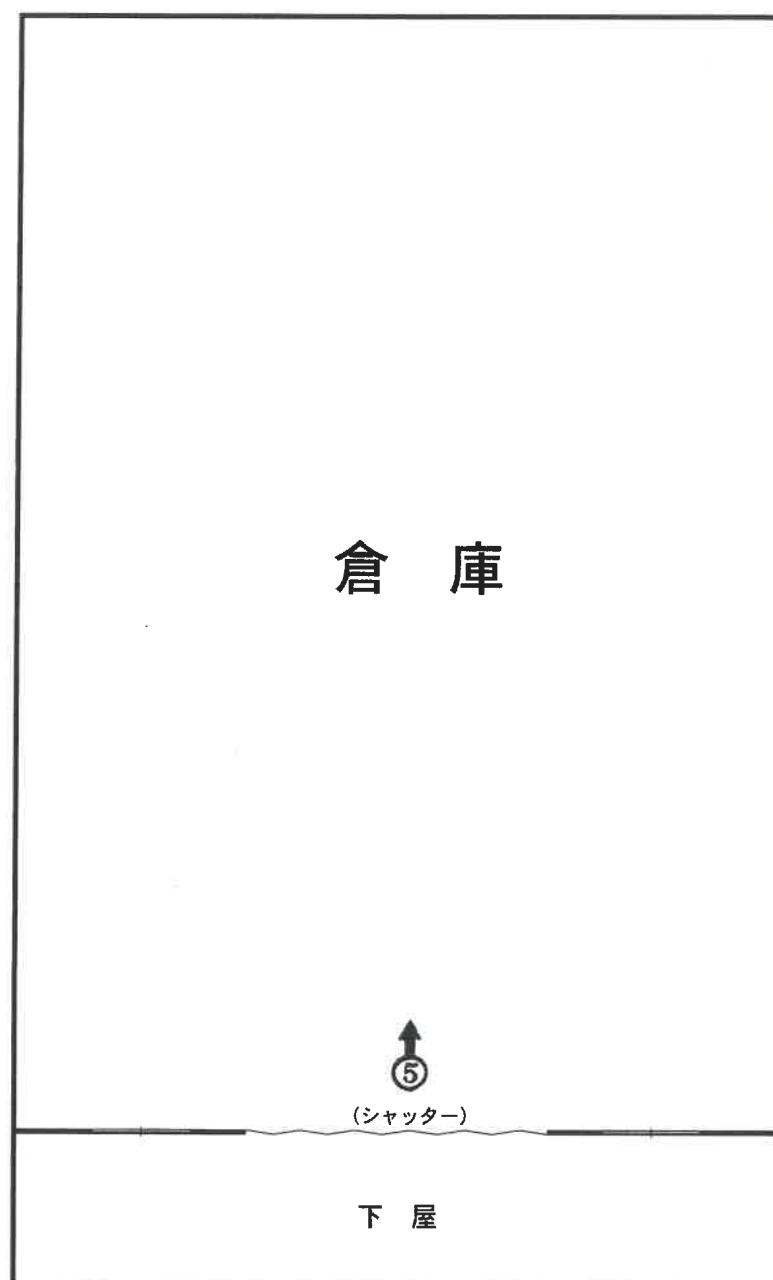


←○ 写真撮影位置・方向

(6枚目)

建物間取図（概略）

物件 8



(注) 概略図であり、現況と相違する場合がある。

←○ 写真撮影位置・方向

(7 枚目)

1



本件物件の外観

2



物件7 南東側の状況

3



物件7 北東側の状況

4



物件8 下屋の状況



物件 8 倉庫内の状況

令和8年(ケ)第15号
令和8年3月10日受理
令和8年4月20日提出

8.4.20

現況調査報告書（補充）

（物件7、8）

高松地方裁判所

執行官 都 築 浩 一

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 7 所 在 丸亀市郡家町字重元
地 番 1405番1
地 目 宅地
地 積 839.71平方メートル
- 8 所 在 丸亀市郡家町字重元1405番地1
家屋 番号 1405番1
種 類 倉庫
構 造 鉄骨造スレート葺平家建
床 面 積 330.00平方メートル

不動産の表示	「物件目録」のとおり	
住居表示	香川県丸亀市郡家町字重元1405番1 (登記簿上の地番)	
土地	物件7	
現況地目	☒ 宅地(物件7) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)	
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐	
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☒ その他の者 上記の者(土地所有者)が本土地上に下記建物を所有し、占有している 上記の者(その他の者)が本土地北側の一部をクレーン車の駐車場として占有している ☒ 「占有者及び占有権原」のとおり	
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)	
その他の事項		
建物	物件8	
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる(☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:	
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類: 構造: 床面積:	
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を 倉庫 として占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)	
その他の事項		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 平成 年()第 号 保管開始日 平成 年 月 日	
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

(占有関係用〈単独〉)

占有者及び占有権原 (物件 7 関係)			
占有範囲	☐ 全部 ☒ 北側の一部 (物件8北東側横)		
占有者	☐ 債務者 ☒ 藤目クレーン		
占有状況	☐ 敷地 ☒ 駐車場 ☐ ☐ 居宅 ☐ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 倉庫 ☐		
☒ 関係人(☒ B(占有者) ☒ A(破産管財人))の陳述/ ☐ 提示文書()の要旨			
占有権原	☒ 賃借権 ☐ 使用借権 ☐		
占有開始時期	令和5年9月1日		
最初の契約日	令和5年9月1日		
契約等	期間	令和5年9月1日 から ☐ 年 月 日まで 年間 ☒ 期間の定めなし	
更新の種類別	☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新		
現在の契約等	期間	年 月 日から ☐ 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし	
契約等	貸主	☒ 所有者 ☐ その他の者 ()	
当事者	借主	☒ 占有者 ☐ その他の者 ()	
賃料・支払時期等	毎月 金1万円 (毎月未限り 翌月分支払) ☐ 前払 (分 円) ☐ 相殺 (分 円)		
敷金・保証金	☒ ない ☐ ある (☐ 敷金 円 ☐ 保証金 円)		
特約等	☐ 譲渡・転貸を認める ☐		
その他			
執行官の意見	☒ 上記のとおり ☐ 下記のとおり ☐ 「執行官の意見」のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(3 枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (破産管財人) ■ B (藤目クレーン代表者)	物件7の一部については、藤目クレーンが、クレーン車の駐車場として使用しています。 1 私は、藤目クレーンの代表者です。藤目クレーンは会社組織ではなく、個人として営業しています。 2 令和5年9月1日から、共栄印刷株式会社の代表者との間で、物件7の北側の一部（物件8の北東側の横あたり）を、小型クレーン車の駐車場として借りることとし、月1万円を支払っています。同代表者と私はよく知っている仲なので、特に期限も定めず、契約書も作成せず口約束だけで借りることになりました。支払いは、共栄印刷の会社あてに振込みをしていましたが、途中からは、破産管財人に振込をしていました。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

■

- 1 本件物件7の占有者については、**A**及び**B**の陳述から、2枚目及び「占有者及び占有権原」(3枚目)記載のとおりであると認定した。占有範囲は明確ではないが、物件7北側の物件8北東側横あたりに小型クレーン車を稼働しないときに駐車しているとのことである。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和8年4月15日(水)	当庁	Aから聴取(電話)
令和8年4月17日(金) 16:15-16:30	当庁	藤目クレーン代表者から聴取(電話)

(特記事項)

☐ 平成 年 月 日

目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☐ 令和 年 月 日

目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち合わせ、解錠技術者により解錠し、建物内に立ち入った。

☐ 平成 年 月 日

休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

令和 8 年 (ケ) 第 15 号
(物件 7・8)
令和 8 年 3 月 17 日 現地調査
令和 8 年 3 月 31 日 評価

高松地方裁判所 御中

2021

評 価 書
(物件 7・8)

評価人 不動産鑑定士

清 水 直 樹

第1 評価額

一 括 価 格	
金7,330,000円	
内 訳 価 格	
物件7（土地）	金2,620,000円
物件8（建物）	金4,710,000円

- 1 一括価格は、物件7・8の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件7の内訳価格は、物件8のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件8の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番 号	所 在 等	登 記	現 況
7	所 地 地 地 在 番 目 積	丸亀市郡家町字重元 1 4 0 5 番 1 宅地 8 3 9. 7 1 m ²	同 左
8	所 家 種 構 床 在 屋 番 号 類 造 面 積	丸亀市郡家町字重元 1 4 0 5 番地 1 1 4 0 5 番 1 倉庫 鉄骨造スレート葺平家建 3 3 0. 0 0 m ²	同 左
番 号	特 記 事 項		
	特になし。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等

(1) 物件7

位 置 ・ 交 通	J R 予讃線「丸亀」駅の南東方約5.2km。 高松自動車道「善通寺」ICまで約3km。 (いずれも直線距離)	
付 近 の 状 況 等	対象不動産の属する近隣地域は、丸亀市郊外の郡家地区に位置し、戸建住宅、アパート等が多く見られる中に農地も残る地域である。 平成16年頃まで都市計画区域外であったこともあり、街路の整備が進んでいない地域である。	
主な公法上の規制等（道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	区 域 区 分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 地 域 そ の 他	都市計画区域（非線引） 用途白地地域 70% 200% － 特定用途制限地域（一般環境保全型）
画 地 条 件	面 積 間 口 奥 行 形 状 地 勢 そ の 他	839.71m ² （登記）とほぼ同じ。 約29m 約29m ほぼ正方形 ほぼ平坦 －
接面道路の状況	・ 南東側が幅員約5.2m舗装市道にほぼ等高に接面。 上記道路は建築基準法上42条1項1号道路に該当する。	
土地の利用状況及び隣地の状況等	・ 物件8建物の敷地として利用されている。 ・ 周辺は工場（現況：空き家）、戸建住宅、農地として利用されている。	
供給処理施設	上 水 道 公共下水道 ガ ス 配 管	引込可 なし なし
特 記 事 項	・ 周知の埋蔵文化財包蔵地の指定：無し。但し、周知の埋蔵文化財包蔵地「領家・重元遺跡」に近接している。 ・ 印刷工場の倉庫として利用されていた模様であり、土壌汚染の可能性が否定できない。なお、土壌汚染の有無の詳細は専門調査機関による調査を要する。 ・ 洪水浸水想定区域の指定あり。	

2 建物の概況及び利用状況

(1) 物件 8

区 分	主である建物	
建築時期及び 経済的残存 耐用年数	建築年月日(登記記載)：平成14年2月5日新築 経過年数：約24年 経済的残存耐用年数：約2年	
仕 様	構造 屋根 外壁 内壁 天井 床 設備	鉄骨造 スレート葺 スレート － － コンクリート土間 トイレ設置なし
床面積(現況)	第3 目的物件欄記載のとおり	
現況用途等	階層 現況用途 間取り	平家建 倉庫 附属資料 建物間取図(概略)のとおり
品 等	普通	
保守管理の状態	普通 但し、資材(木製パレット、インク、オイル缶等)・廃材等が多数残置されている。	
建物の利用状況	・詳細については現況調査報告書参照。	
特 記 事 項	・対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現地調査を行った結果、吹付アスベスト等が使用されている可能性は低い が、アスベスト含有建材(成形版・仕上塗材等)が使用されている 可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については、 専門調査機関の分析調査を要する。 ・設備、建具等に関して、動作確認は行っていない。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件7）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番 号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個 別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建 付 地 価 格 (円) ア×イ×ウ×エ
7	13,000	1.00	839.71	-	10,916,000

ア 標準画地価格

地価公示等 丸亀(県)9-1

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格

$19,900 \text{ 円/㎡} \times 100/100 \times 100/100 \times 100/153 \div 13,000 \text{ 円/㎡}$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：なし

◇地域格差：街路条件+13%(100/113)、接近・環境条件等+35%(100/135)
 $100/113 \times 100/135 \div 100/153$

イ 個別格差：特になし

ウ 地 積：登記数量

エ 建付減価：-

(2) 建物価格（物件8）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向、消費税の課税等を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番 号	再 調 達 原 価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現 価 率 ウ	建 物 価 格 (円) ア×イ×ウ
8	110,000	330.00	0.12	4,356,000

ウ 現価率：経過年数24年，経済的残存耐用年数2年，残価率5%とした定額法と観察減価（特になし）を併用して下記のとおり査定した。

$$\text{現価率} = \left[0.05 + (1-0.05) \times \frac{2}{24+2} \right] \times \overset{\text{観察減価}}{(1-0.0)} \div 0.12$$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番 号	建 付 地 価 格 (円) ア	土 地 利 用 権 等 割 合 イ		土 地 利 用 権 等 価 格 (円) ア×イ
7	10,916,000	0.5	法定地上権	5,458,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を50%と査定した。

(2) 内訳価格及び一括価格

番 号	基礎となる 価 格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減価 修 正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評 価 額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
7	10,916,000	- 5,458,000		0.80	0.60	2,620,000
8	4,356,000	+ 5,458,000	1.00	0.80	0.60	4,710,000
一 括 価 格 (合 計)						7,330,000

ウ 占有減価修正：無し

エ 市場性修正：用途が印刷工場の倉庫であったこと、資材・廃材等が残置されており土壌汚染の可能性が否定できないこと等により市場性が劣る－20% (0.80)

オ 競売市場修正：評価の条件記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価調査基準地価格（丸亀（県）9－1）

所 在：丸亀市蓬萊町54番2外
価 格：19,900円/m²
位 置：JR予讃線「丸亀」駅の北西方約1.4km（道路距離）
価 格 時 点：令和7年7月1日
地 積：3,644m²
供給処理施設：水道、ガス、下水
接 面 街 路：南22m市道
用途指定等：都市計画区域（非線引）、工業（60,200）
地域の概要：幹線道路に近接した中規模工業地域

2 固定資産税評価額（令和7年度）

物件7 13,724,400円
物件8 3,862,582円

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第7 附属資料の表示

- 1 位 置 図
- 2 公 図 写
- 3 建物図面・各階平面図写
- 4 土地建物位置関係図（概略）
- 5 建物間取図（概略）

以 上

丸亀市役所『丸亀市全図』



物件 7・8

位置図 S = 1/10,000

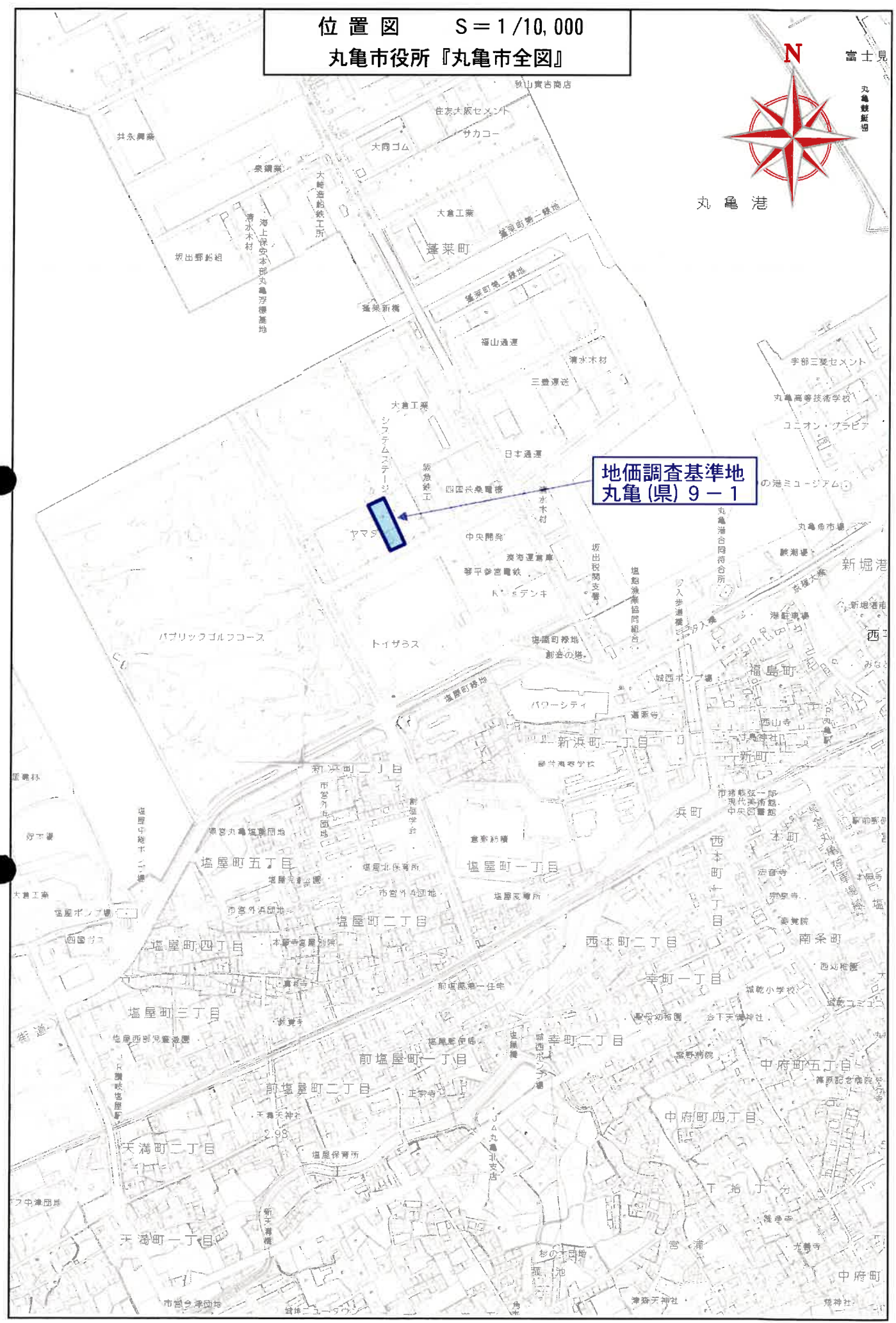
丸亀市役所『丸亀市全図』



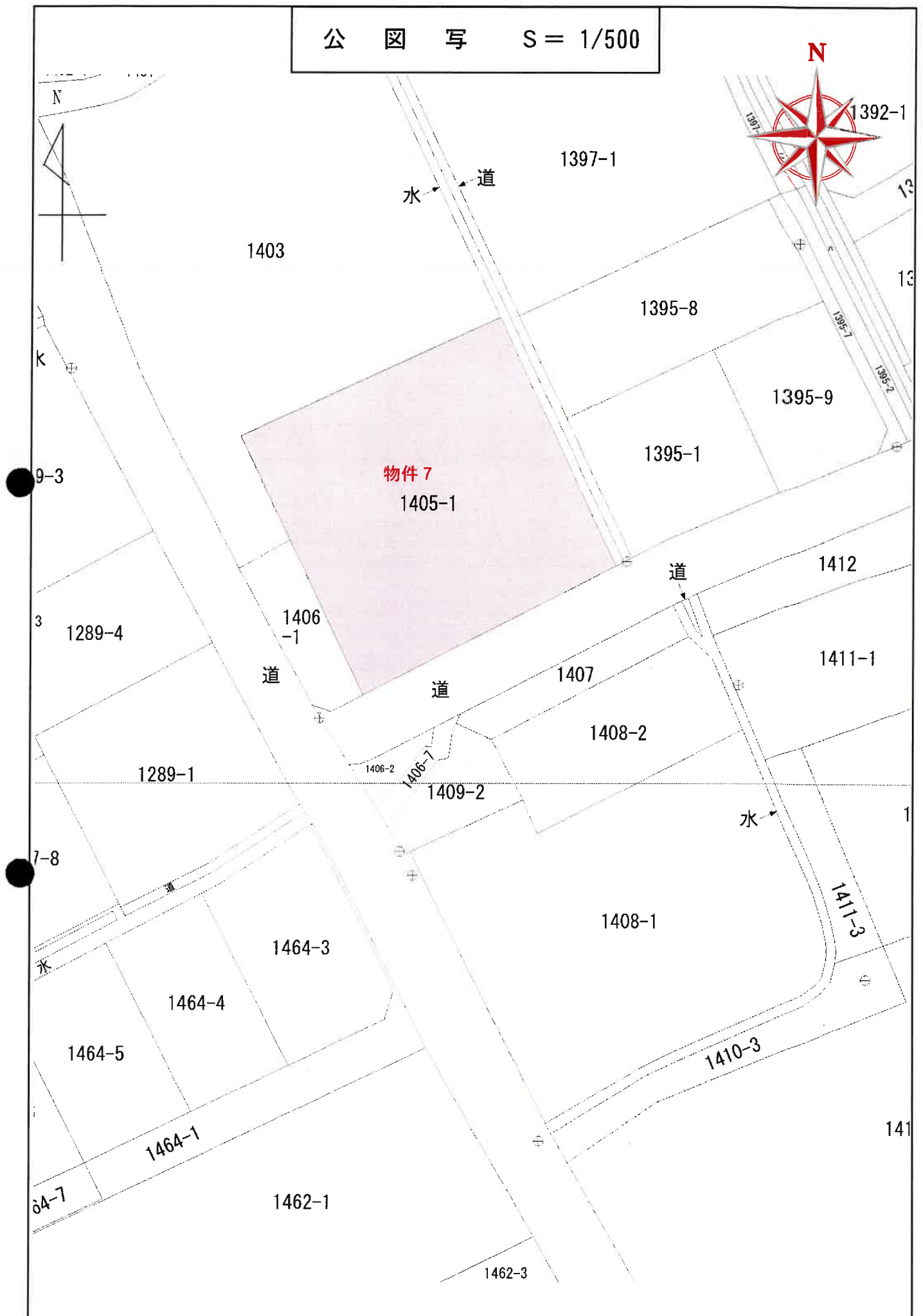
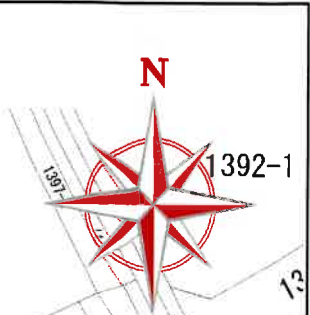
富士見
丸亀郵便局

丸亀港

地価調査基準地
丸亀(県) 9-1



公 图 写 S = 1/500



平成14年3月22日 各階平面図

1405-1

建各階

建物平面図

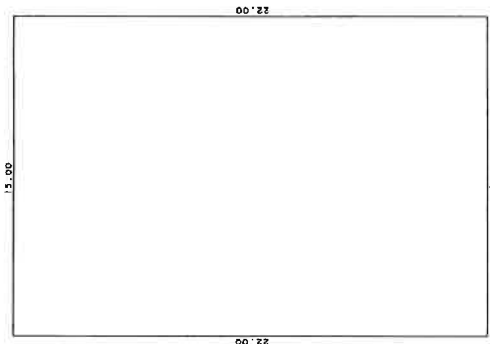
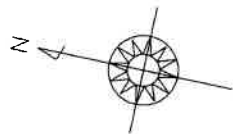
1808523

丸亀市郡家町字重元1405番地1

建物の所在

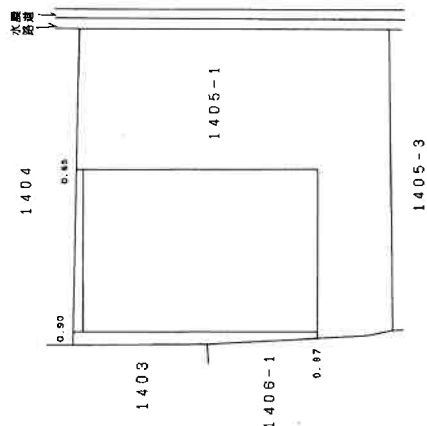
(附図(第一四・五))

(物件8)



求積表

22.00 x 15.00 = 330.0000
床面積 330.00 m²



昭和44年3月22日登記

作製者

縮尺 1/250

申請人

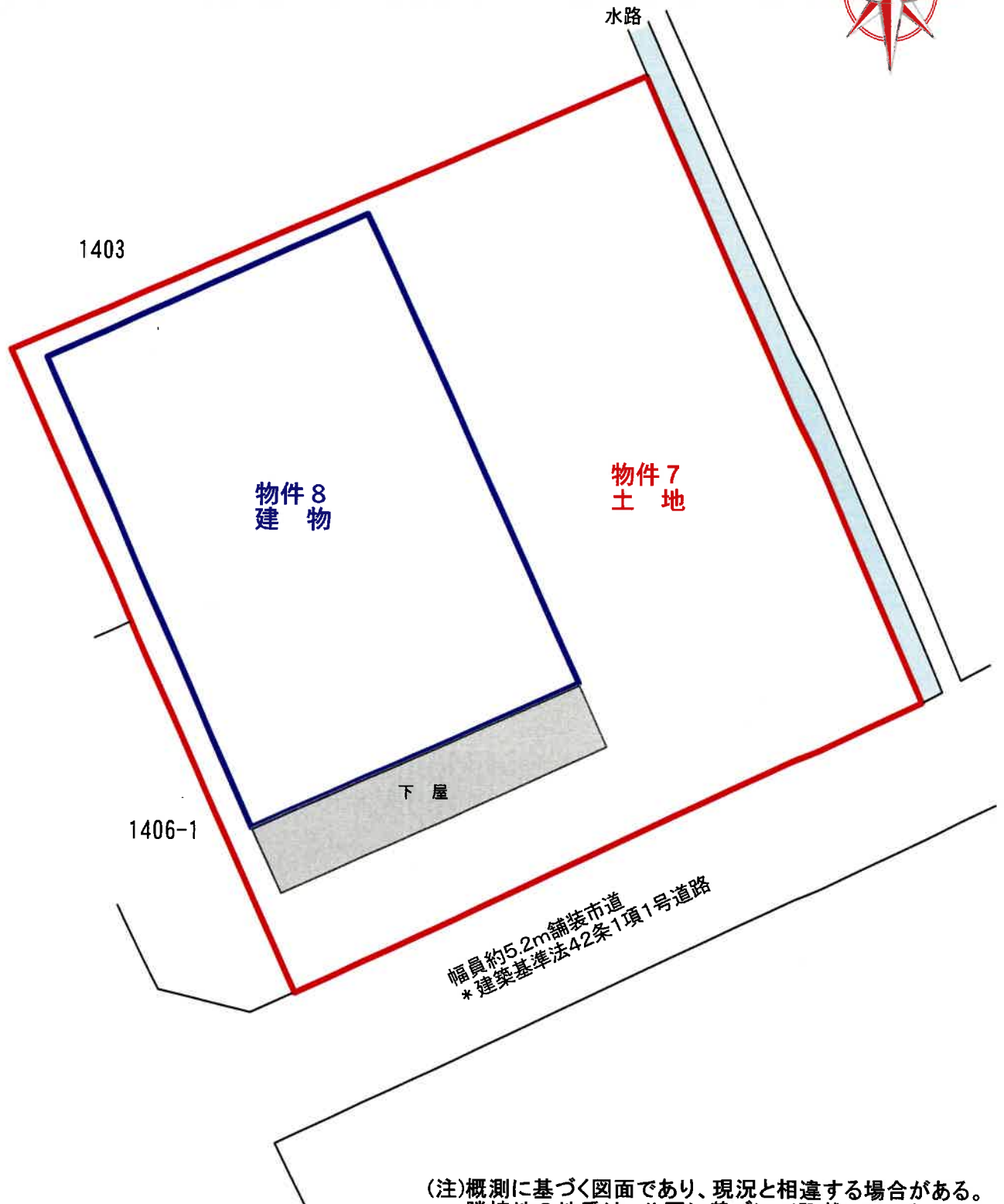
縮尺 1/500

(香川県土地家屋調査士会)

(A3版をA4版に縮小)

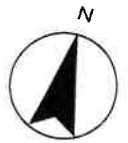
土地建物位置関係図(概略)

S≒1/250



建物間取図（概略）

物件 8



(注) 概略図であり、現況と相違する場合がある。